



神夕協発第97号
令和2年7月17日

神奈川地方最低賃金審議会
会長 盛 誠吾 殿

一般社団法人 神奈川県タクシー協会

会長 伊藤 宏



神奈川県最低賃金改正に当たっての意見提出について

謹啓、平素はタクシー乗務員の労働条件の改善にご配意を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、神奈川労働局長におかれましては、去る7月3日に神奈川県最低賃金の改定について貴会に諮詢されたと伺っております。

今年度は新型コロナウイルス感染拡大に伴う危機的な経済情勢下のもと、タクシー業界におきましても、特に観光客の激減、各種イベント等の中止、外出の自粛要請などにより、タクシー利用者の減少に伴う営業収入の激減により極めて深刻な状況となっております。

神奈川県最低賃金は、ここ数年にわたり大幅な引き上げが続いているが、リーマンショックや東日本大震災後をはるかに上回るこのコロナ恐慌とも言える危機的な状況下の中、既に1000円を超える神奈川県にとっては経営者の支払い能力を超えるほど上の昇給は受け入れ難いと存じます。

もとより、経済が成長するとともに賃金が引き上げられ、勤労者の生活がより豊かになることは、我々タクシー業界におきましても強く願望するところではありますが、このコロナ禍において、今後、さらに第2波、第3波の新型コロナウイルス感染拡大が予想される中、タクシー事業者は、雇用調整助成金を最大限活用しながら乗務員の雇用を継続、賃金の確保を図っており、一方で国民の安定的な生活の確保・社会の安定の維持の観点から、公共交通機関としての使命のもと、乗務員の安全確保をしつつ、日夜必死に努力を続けております。

つきましては、貴会におかれましては、地域別最低賃金の原則を定めた最低賃金法第9条の趣旨におご斟酌を賜りますとともに、タクシー事業の実情にご理解を賜り、慎重の上にも慎重なご審議を賜りますようお願い申し上げます。

謹白